

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

解雇予告手当の取り扱い

Q：当社では、リストラの一環として従業員の一部を解雇する予定です。この場合に支う解雇予告手当の取り扱いを教えてください。

A：労働基準法では「会社が従業員を解雇しようとするときは、30日前に予告するか平均賃金の30日分の予告手当を支払わなければならない」とされています。これにより支払われるのが解雇予告手当です。

一方、税務上退職金とは、退職金規定等に基づいて支給されるものかどうかを問わず、退職を原因として一時に支払われる一切の給与をいいます。したがって、各種年金法に基づいて支払われる退職一時金なども、退職金として取り扱われます。

さて、解雇ですが、解雇も退職の一形態になります。したがって、解雇を起因として一時に支払われる解雇予告手当は退職金として取り扱うことになります。

また、解雇をしようとしたところ、解雇を不当として争いになり、その後、和解になり一時金を支払うことで解決がついた場合のその一時金も、解雇という退職の一形態に基づいて支払われることになってしまいますので、これも解雇予告手当と同様に退職金として取り扱われます。

